



2024年8月21日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

NTT都市開発リート投資法人

代表者名 執行役員 大寺 健之

(コード番号 8956)

資産運用会社名

NTT都市開発投資顧問株式会社

代表者名 代表取締役社長 鳥越 穰

問合せ先 取締役 財務部長 岩田 武

(TEL: 03-6262-9400)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会において、2024年9月26日に開催予定の第13回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）への規約変更及び役員選任に係る議案の付議に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容と理由

(1) 変更案第13条第1項関係

投資信託及び投資法人に関する法律並びに「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約においても同様の定義を規定するものであります。

(2) 変更案第22条第5項関係

役員会議事録の作成において、事務の効率化・合理化を図ると同時に柔軟な運営体制の整備を目的として議事録への電子署名を可能とするため、所要の変更を行うものであります。

(規約変更に関する詳細については、添付資料「第13回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

現執行役員 大寺健之（おおでら たけし）並びに現監督役員 葦祐二（だい ゆうじ）及び武内正樹（たけうち まさき）から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、改めて本日付で執行役員1名及び監督役員2名の選任についての議案を提出します。

また、執行役員または監督役員が欠けた際に法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名及び補欠監督役員1名の選任について議案を提出します。

(1) 執行役員候補者

大寺健之（おおでら たけし／重任）

(注) 重要な兼職に該当する事実

大寺健之は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているNTT都市開発投資顧問株式会社の取締役 技術支援・サステナビリティ推進室長です。

(2) 監督役員候補者

葦祐二（だい ゆうじ／重任）

武内正樹（たけうち まさき／重任）

(注) 重要な兼職に該当する事実

葦祐二は、公認会計士 葦祐二事務所の代表者であり、かつ、株式会社ABPの代表取締役社長です。

武内正樹は、飯沼総合法律事務所のパートナー弁護士です。

(3) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

補欠執行役員 木村一浩（きむら かずひろ／重任）

補欠執行役員 沖永誠司（おきなが せいじ／新任）

補欠監督役員 尾関純（おぜき じゅん／重任）

(注) 重要な兼職に該当する事実

木村一浩は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているNTT都市開発投資顧問株式会社の取締役 第一運用管理部長です。

沖永誠司は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているNTT都市開発投資顧問株式会社の取締役 投資営業部長です。

尾関純は、公認会計士 尾関会計事務所の代表者であり、かつ、ちよだ税理士法人の代表社員です。

(役員選任に関する詳細については、添付資料「第13回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 日程

2024年8月21日	本投資主総会提出議案の本投資法人役員会での承認
2024年9月3日	「第13回投資主総会招集ご通知」発送(予定)
2024年9月26日	本投資主総会開催(予定)

以上

【添付資料】

・第13回投資主総会招集ご通知

※ 本投資法人のホームページアドレス <https://nud-reit.co.jp/>

(証券コード：8956)
(発信日) 2024年9月3日
(電子提供措置の開始日) 2024年9月3日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N T T都市開発リート投資法人
執行役員 大 寺 健 之

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会へのご出席に代えて、書面により議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年9月25日(水曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、現行規約第20条第9項及び第10項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも同条第10項各号に掲げる議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第20条第9項及び第10項

9. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。この場合、議案について賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
10. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとする。

- (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
- (2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
- (3) 解散
- (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
- (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第13回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://nud-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（NTT都市開発リート投資法人）又は証券コード（8956）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2024年9月26日（木曜日）午前10時00分
（受付開始予定時刻 午前9時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2階
カンファレンスRoom A

前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご来場の際は
末尾の「第13回投資主総会 会場ご案内図」をご参照ください
ますようお願い申し上げます。

3. 目的事項： 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
第2号議案： 執行役員1名選任の件
第3号議案： 補欠執行役員2名選任の件
第4号議案： 監督役員2名選任の件
第5号議案： 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- （お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の投資主様1
名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、代理権を
証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をさ
れない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法
人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の
事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産
運用会社であるNTT都市開発投資顧問株式会社による「運用状況報告会」
を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げま
す。
- ◎本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主様へのお土産の
ご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 変更の理由

(1) (変更案第13条第1項関係)

投信法及び「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。)の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約においても同様の定義を規定するものであります。

(2) (変更案第22条第5項関係)

役員会議事録の作成において、事務の効率化・合理化を図ると同時に柔軟な運営体制の整備を目的として議事録への電子署名を可能とするため、所要の変更を行うものであります。

2 規約の変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

※下線は変更部分を示します。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第13条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の<u>純資産額から出資総額及び出資剰余金の合計額</u>を控除した額をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>2. ～4. （記載省略）</p>	<p>第13条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の<u>純資産額が出資総額等その他の内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額</u>（以下「<u>出資総額等の合計額</u>」という。）を上回る場合において、<u>当該純資産額から当該出資総額等の合計額</u>を控除した額をいう。本条において以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>2. ～4. （現行どおり）</p>
<p>第22条（役員会に関する事項）</p> <p>1. ～4. （記載省略）</p> <p>5. 役員会に関する議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに記名押印する。作成及び記名押印された議事録は、役員会の日から10年間、本投資法人の本店に保存する。</p>	<p>第22条（役員会に関する事項）</p> <p>1. ～4. （現行どおり）</p> <p>5. 役員会に関する議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに記名押印又は<u>電子署名</u>する。作成及び記名押印又は<u>電子署名</u>された議事録は、役員会の日から10年間、本投資法人の本店に保存する。</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

現執行役員 大寺健之から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、改めて本日付けで執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案における執行役員の任期は、現行規約第21条第3項但書及び投信法第99条第2項の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人の 投資口数
おお 寺 健 之 (1964年4月15日)	1988年4月 日本電信電話株式会社 入社 2005年7月 東日本電信電話株式会社 秋田支店 企画部長 2013年4月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 考査室長 2018年7月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）取締役 2018年8月 同社 取締役 財務部長 2019年6月 プレミア投資法人（現 NTT都市開発リート投資法人）執行役員 2019年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 経営企画部 広報室長 2019年7月 NTTアーバンソリューションズ株式会社 経営企画部 広報室長 2020年7月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）執行役員 経営企画部長 2021年4月 NTT都市開発投資顧問株式会社 取締役 経営企画部長 2022年7月 本投資法人 執行役員（現職） 2022年11月 NTT都市開発投資顧問株式会社 取締役 技術支援・サステナビリティ推進室長（現職）	0口

- 重要な兼職に該当する事実

執行役員候補者 大寺健之は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているN T T都市開発投資顧問株式会社の取締役 技術支援・サステナビリティ推進室長です。

- 本投資法人との特別な利害関係

上記を除き、該当ありません。

- 本投資法人における地位及び担当

執行役員候補者 大寺健之は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。なお、上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案：補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本日付けで補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第21条第4項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、木村一浩を第一順位とし、沖永誠司を第二順位とします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	木村一浩 (1962年11月9日)	1981年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 2004年7月 日本電信電話株式会社 第四部門 担当課長 2009年10月 東日本電信電話株式会社 総務人事部 担当部長（株式会社NTT東日本プロパティーズに出向） 2013年5月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）業務運営本部長 2013年6月 同社 取締役 業務運営本部長 2016年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 ビル事業本部 事業企画部長 2016年7月 DHC東京株式会社 監査役 2019年7月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）監査役 2020年3月 品川シーズンテラス株式会社 取締役 2021年7月 NTT都市開発投資顧問株式会社 取締役 第一運用管理部長（現職） 2022年5月 株式会社ケイエスピーコミュニティ 取締役（非常勤）（現職）	2口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
2	おき なが せい じ 沖 永 誠 司 (1964年11月22日)	1989年4月 日本電信電話株式会社 入社 2012年10月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 不動産投資推進部 担当部長 2013年2月 同社 開発推進部 グローバルビジネス室 担当部長 2013年5月 同社 シンガポール駐在員事務所 所長 2014年10月 同社 グローバル事業部 担当部長 2017年7月 UD Europe Ltd. (現NTTU D Europe Ltd.) マネージングディレクター 2022年11月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 グローバル事業本部 事業推進部 担当部長 2023年9月 NTT都市開発投資顧問株式会社 投資営業部 副部長 2024年6月 同社 取締役 投資営業部長 (現職)	0口

- 重要な兼職に該当する事実

補欠執行役員候補者 木村一浩は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているNTT都市開発投資顧問株式会社の取締役 第一運用管理部長です。

補欠執行役員候補者 沖永誠司は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているNTT都市開発投資顧問株式会社の取締役 投資営業部長です。

- 本投資法人との特別な利害関係

上記を除き、該当ありません。

- 所有する本投資法人の投資口数

補欠執行役員候補者 木村一浩は、2024年8月21日現在、本投資法人の投資口を2口所有しております。

- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。各補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、本議案において選任される補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員2名選任の件

現監督役員 基^{だい}祐二及び武内正樹から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、改めて本日付けで監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案における監督役員の任期は、現行規約第21条第3項但書の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	基 ^{だい} 祐 ^{ゆう} 二 ^じ (1955年1月20日)	1978年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1982年9月 公認会計士登録 2001年5月 同監査法人 代表社員（現 パートナー） 2011年7月 同監査法人 東京事務所第2事業部副事業部長 2013年7月 公認会計士 基祐二事務所開設 同所 代表者（現職） 2013年9月 株式会社ABP設立 同社 代表取締役社長（現職） 2014年6月 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 取締役（現職） 山下ゴム株式会社 監査役（現職） 2015年4月 本投資法人 監督役員（現職）	0口
2	武 ^{たけ} 内 ^{うち} 正 ^{まさ} 樹 ^き (1972年12月5日)	1996年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）入社 2002年10月 弁護士登録 飯沼総合法律事務所入所 2012年4月 同法律事務所 パートナー弁護士（現職） 2022年9月 本投資法人 監督役員（現職） 2024年5月 食品企業再編支援機構株式会社 取締役（現職）	0口

- 重要な兼職に該当する事実

監督役員候補者 基祐二は、公認会計士 基祐二事務所の代表者であり、かつ、株式会社A B Pの代表取締役社長です。

監督役員候補者 武内正樹は、飯沼総合法律事務所のパートナー弁護士です。

- 本投資法人との特別な利害関係

両候補者について、該当ありません。

- 本投資法人における地位

監督役員候補者 基祐二及び武内正樹は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。なお、監督役員候補者 基祐二及び武内正樹は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。両監督役員候補者が監督役員に就任した場合、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本日付けで補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第21条第4項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人の 投資口数
お ぜき じゅん 尾 関 純 (1956年4月3日)	1979年4月 東京国税局 入局 1984年1月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あ ずさ監査法人）入社 1986年3月 公認会計士登録 2004年5月 同監査法人 代表社員（現 パート ナー） 2016年7月 公認会計士 尾関会計事務所開設 同所 代表者（現職） 2017年6月 株式会社テクノメディカ 取締役監査 等委員（現職） 2020年3月 ユー・エム・シー・エレクトロニクス 株式会社 取締役監査等委員（現職） 2021年4月 ちよだ税理士法人 代表社員（現職） 2021年6月 株式会社ゴールドクレスト 監査役 （現職）	0口

・重要な兼職に該当する事実

補欠監督役員候補者 尾関純は、公認会計士 尾関会計事務所の代表者であり、かつ、ちよだ税理士法人の代表社員です。

・本投資法人との特別な利害関係

該当ありません。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、本議案において選任される補欠監督役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

<参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人の現行規約第20条第10項各号に掲げる議案があるときは、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第20条第9項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第20条第9項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人の現行規約第20条第10項各号に掲げる議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第13回投資主総会 会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2階 カンファレンスRoom A
電話 03-5220-1001

＜ご来場の際のご注意＞

当ビルはセキュリティ強化のため、入館の際にセキュリティカードが必要となります。1階オフィスロビーのカンファレンス専用受付にてセキュリティカードをお受け取りになり、受付横のゲートを通してエレベーターで2階会場受付までお越しください。



前回の投資主総会と開催場所が異なりますのでご注意ください。

交通手段のご案内

＜JR線＞東京駅 丸の内北口より徒歩4分

＜地下鉄＞（東京メトロ 千代田線・東西線・半蔵門線・丸ノ内線／都営地下鉄三田線）大手町駅 C8・C11出口より直結

★駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

